

### Ⅲ. 資料

公立大学法人 名桜大学 看護実践教育研究センター規定

名桜大学看護実践教育研究センター

(Practical Nursing Education and Research Center of Meio University) 規程

(平成 25 年 3 月 21 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、名桜大学看護実践教育研究センター(Practical Nursing Education and Research Center of Meio University ) (以下「センター」という。) の組織運営等について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、名桜大学の附属機関として北部地域の保健・医療・福祉施設におけるケアの質の向上を目的とした看護系職員の継続教育・研究の支援を行う。あわせて関係自治体や機関等と連携し、少子・高齢化社会に対応する ケアの“実践・教育・研究”の地域の拠点 (Center of Community ) をめざすものである。

(活動)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 保健・医療・福祉関連施設の従事者を対象としたケアの質の向上を目的とした教育・研究等に係る支援を行う。
- (2) その他目的達成に必要と認められる活動に関すること

(構成)

第 4 条 センターは、センター長、副センター長、センター運営委員で構成する。

2. センターの下に学生による支援団体を配置できる。設置に関しては、別に定める。

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、センターの活動を統括する。

2 センター長は、本学の専任教員の中から学長が任命する。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、センター長が運営委員の中から指名し、学長が任命する。

(センター長及び副センター長の任期)

第 7 条 センター長及び副センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 センター長又は副センター長に事故あるとき又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 人間健康学部から推薦された専任教員若干人
- (4) その他、センター長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 運営委員会は、必要に応じてセンター長が招集し、その議長となる。

5 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

6 運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 運営委員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) センターの管理運営に関すること
- (2) センターの事業計画に関すること
- (3) センターの予算に関すること
- (4) その他センターに関する重要事項

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。